

平成28年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の 入学者の募集及び選抜要綱（案）

平成28年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。川崎市立中央支援学校分教室（高等部）については、別途定める。

1 志願資格

前期入学者選抜の志願資格を有する者は、（1）のア～オのすべてに該当する者とし、後期入学者選抜の志願資格を有する者は、（2）のア～ウのすべてに該当する者とする。ただし、医療に専念する必要がある者及び集団生活に著しい支障を及ぼすおそれのある者については、入学を許可しないことがある。

（1）前期入学者選抜

- ア 本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- イ 中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者（平成28年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- ウ 知的発達の変滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者。（他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。）
 - ①知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度の者
 - ②知的発達の変滞の程度が①に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者
- エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域・調整地域に居住している者（各特別支援学校の指定地域・調整地域は別表の通りとする。）
- オ 特別支援学校で実施する前期入学者選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者

（2）後期入学者選抜

- ア （1）のアからウのすべてに該当する者
- イ 県内の特別支援学校高等部（知的障害部門）の平成28年度入学者選抜を志願した者のうち、入学が決まらなかった者
- ウ 特別支援学校で実施する後期入学者選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者

2 募集人数

前期入学者選抜の募集人数は別に定める。また、後期入学者選抜の募集人数については、前期入学者選抜終了後に別に定める。

3 志願日程及び受付時間

(1) 志願相談受付期間及び受付時間

区分	志願相談受付期間	受付時間
前期	平成27年 9月 1日 (火) から 10月23日 (金) まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(2) 志願相談期間及び受付時間

区分	志願相談期間	受付時間
前期	平成27年 9月 7日 (月) から 10月30日 (金) まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで
後期	平成27年12月14日 (月) ~ 平成28年 1月 8日 (金) の学校休業日	午前9時から午後4時まで

(3) 願書配布期間及び受付時間

区分	願書配布期間	受付時間
前期	平成27年11月10日 (火) から 11月13日 (金) まで	午前9時から午後4時まで

(4) 募集期間及び受付時間

区分	募集期間	受付時間
前期	平成27年11月25日 (水) から 11月27日 (金) まで	午前9時から午後4時まで
後期	平成28年1月12日 (火) から 1月13日 (水) まで	午前9時から午後4時まで

*前期選抜で定員に満たないときのみ、後期募集を実施。

4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長（以下、「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書
- (3) その他校長が指定する書類

5 併願の禁止

川崎市立の特別支援学校相互間又は県立特別支援学校及び県内市立の特別支援学校との併願は、認めないこととする。

6 志願変更

志願者は、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に限り、志願変更を認めることとする。

志願調整期間及び受付時間は、次のとおりとする。

区分	志願調整期間	受付時間
前期	平成27年11月30日（月）から 12月1日（火）まで	午前9時から午後4時まで
後期	平成28年1月14日（木）から 1月18日（月）まで の学校休業日	午前9時から午後4時まで

7 選抜の日時及び場所

区分	選抜の日時	選抜の場所
前期	平成27年12月3日（木） 午前9時から午後4時まで	志願した市立特別支援学校
後期	平成28年1月21日（木） 午前9時から午後4時まで	志願した市立特別支援学校

8 選抜の内容（前期及び後期共通）

選抜は以下の内容から実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 体力・運動能力検査
- (3) 面接（本人及び保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

9 選抜結果の通知及び通知の日時

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は次のとおりとする

区分	通知書の発送日
前期	平成27年12月10日（木）
後期	平成28年 1月28日（木）

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学の手続き

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなくてはならない。

12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

別表 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の指定地域

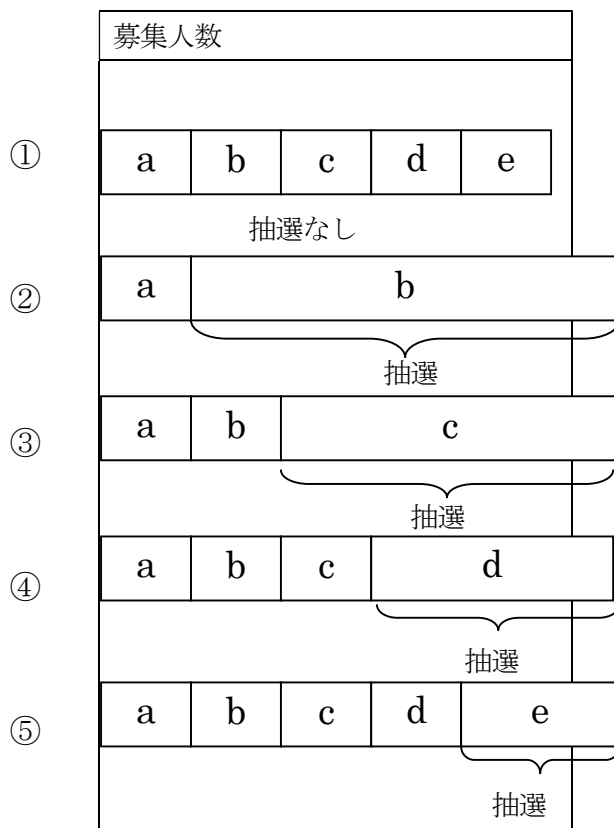
学校	指定地域	調整地域
川崎市立田島支援学校	川崎区、幸区	中原区
川崎市立中央支援学校	中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区	なし

*川崎市立中央支援学校においては、指定地域の変更の移行措置として平成28年度までは、中学部に在籍する幸区居住の生徒が、中央支援学校高等部への進学を希望する場合は、指定地域と同じ扱いとする。

○受検者が募集人数を上回った場合の対応について

<前期選抜>

●田島支援学校の前期選抜においては、次のように抽選を実施する



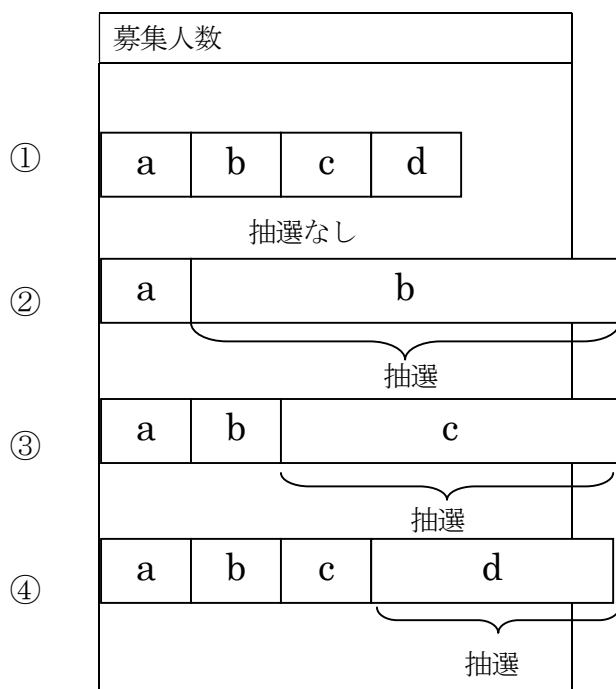
- a 指定地域内の居住者で特例対象者（療育手帳 A1・A2 取得者）
- b 指定地域内の居住者で特例対象者外の者のうち、療育手帳 B1 の取得者
- c 指定地域内の居住者で特例対象者外の者のうち、療育手帳 B2 の取得者
- d 指定地域内の居住者で a、b、c に該当しないもの
- e 調整地域の居住者

- ① a、b、c、d、e の受検者の合計が募集人数以下の場合は抽選は実施しない
 - ② a、b の受検者の合計が、募集人数を上回った場合は b の受検者で抽選を実施する
 - ③ a、b の受検者の合計が募集人数以下でも、c の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、c の受検者で抽選を実施する。
 - ④ a、b、c の受検者の合計が募集人数以下でも、d の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合には、d の受検者で抽選を実施する
 - ⑤ a、b、c、d の受検者の合計が募集人数以下でも、e の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合には、e の受検者で抽選を実施する
- ※いずれの場合も a の受検者は抽選の対象にならない

○調整地域からの志願は B2 手帳取得者および手帳を取得していない B2 相当の生徒

○調整地域へのスクールバスの運行は行わない。

●中央支援学校の前期選抜については、次のように抽選を実施する

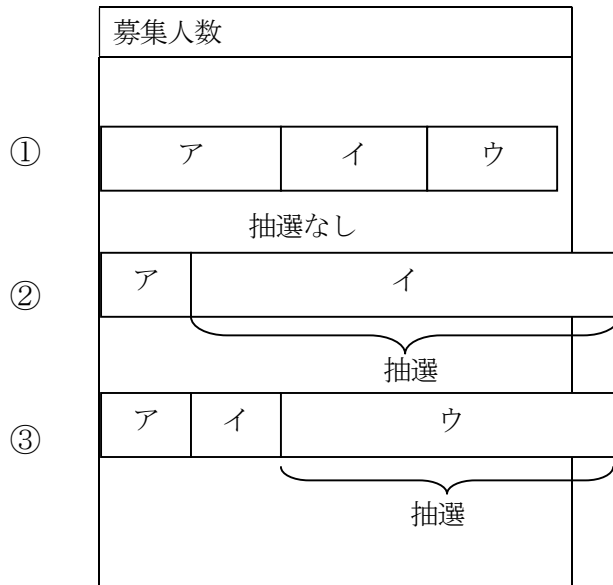


- a 指定地域内の居住者で特例対象者（療育手帳 A1・A2 取得者）
- b 指定地域内の居住者で特例対象者外の者のうち、療育手帳 B1 の取得者
- c 指定地域内の居住者で特例対象者外の者のうち、療育手帳 B2 の取得者
- d 指定地域内の居住者で a、b、c に該当しないもの

- ① a、b、c、d の受検者の合計が募集人数以下の場合は抽選は実施しない
- ② a、b の受検者の合計が、募集人数を上回った場合は b の受検者で抽選を実施する
- ③ a、b の受検者の合計が募集人数以下でも、c の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、c の受検者で抽選を実施する。
- ④ a、b、c の受検者の合計が募集人数以下でも、d の受検者を加えたときに募集人数を上回った場合には、d の受検者で抽選を実施する
- ※いずれの場合も a の受検者は抽選の対象にならない

<後期選抜>

- ・前期選抜で定員に満たないときのみ、後期募集、後期選抜を実施する。
- ・実施校は前期選抜の合格発表日（平成 27 年 12 月 10 日）に公表する。
- ・募集人数については、実施校の公表に合わせて発表する
- ・志願資格は前期選抜を受検したものうち、入学校が未定であるもの
- ・志願できる学校は県立特別支援学校を含め 1 校
- ・志願先の学校に入学願書を提出する。志願調整期間中に、募集人数より志願者が少ない学校に志願変更できる。
- ・検査項目等は前期選抜に準じる
- ・後期選抜に特例規定はない
- ・後期選抜の志願者数が募集人数を上回った場合には次のように抽選を実施する。



- ア 川崎市内の居住者で療育手帳 B1 の取得者
- イ 川崎市内の居住者で療育手帳 B2 の取得者
- ウ 川崎市内の居住者でア、イに該当しないもの

- ① ア、イ、ウ受検者の合計が募集人数以下の場合には抽選は実施しない
- ② ア、イの受検者の合計が、募集人数を上回った場合はイの受検者で抽選を実施する
- ③ ア、イの受検者の合計が募集人数以下でも、ウの受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、ウの受検者で抽選を実施する。